別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォローアップ体制強化事業 |
| 補助事業の目的 | 支援が必要な在宅高齢者・障害児者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院前後の自宅療養期間中に、介護・障害福祉サービス等事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。 |
|  補助事業の対象 となる者 | (1) 以下の介護サービス事業所　訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所(2) 障害福祉サービス等事業所　①　訪問系障害福祉サービス事業所　　　居宅介護、重度訪問介護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援　②　相談系障害福祉サービス事業所　　　計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、自立生活援助　③　訪問看護事業所(3) 市町 |
|  補助事業の対象 となる経費 | 介護・障害福祉サービス等事業所が新型コロナウイルスに感染症した在宅高齢者・障害児者に対する必要なサービスの提供に要する経費 |
|  補助率 | 　定額 |
|  　補助金の額 | (1) 新型コロナウイルスに感染した在宅高齢者・障害児者に対して介護・障害福祉サービス等事業所が必要なサービス継続（代替サービス利用を含む）に対応した場合に利用者への訪問日数（訪問した介護職員の人数は考慮しない）に応じた「訪問サービス継続支援協力金」(2) 支援が必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町が介護・障害福祉サービス等事業者に業務委託を行い、看護職員や訪問介護員等で構成するチーム（同一サービス又は同一事業所内でのチーム編成を含む）で必要なサービスを提供した場合に、委託契約に基づく利用者への訪問日数に応じた「訪問サービス活動協力金」訪問サービス継続支援協力金・訪問サービス活動協力金の単価

|  |  |
| --- | --- |
| 介護サービス事業所 | 障害福祉サービス等事業所 |
| 訪問介護サービス：38千円/日居宅介護支援　　：43千円/日訪問看護事業所　：52千円/日 | 訪問系サービス：76千円/日相談系サービス：36千円/日訪問看護事業所：52千円/日 |

 |
|  適用除外する項目 | 第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条 |
| そ　の　他 | 第14条は次のとおりとする。知事は、当該対象者から提出される補助金請求書（様式第10号）により訪問サービス継続支援協力金又は訪問サービス活動協力金を支給する。同趣旨の他の協力金の支給を受ける場合は、補助対象としない。 |

別に定める事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係条項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　容 |
| 第３条 | （添付書類）支援が必要な感染高齢者・障害児者に対するフォローアップ体制強化事業補助金所要額調書（別紙1） |
| （指定期日） 　別途通知する日 |
| 第７条第１項 | （軽微な経費配分の変更）　 |
| （軽微な事業内容の変更） |
| （添付書類） 　第3条に定める添付書類に準じる |
| （指定期日） 　別途通知する日 |
| 第９条第１項 | （報告事項等） |
| 第１１条 | （添付書類） |
| （指定期日）  |
| 第１９条第１項 |  |